

社会福祉法人旭川市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

令和3年3月26日制定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人旭川市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の評議員、理事及び監事について、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第45条の16第4項及び第45条の18第3項に基づく理事及び監事の報酬等並びに法第45条の35第1項の規定に基づく評議員に対する報酬等の支給の基準等を定めるとともに、顧問、評議員選任・解任委員会の委員及びその他の者の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第6条において規定する者をいう。
- (2) 役員とは、定款第17条第1項において規定する理事及び監事をいう。
- (3) 顧問とは、定款第26条第1項において規定する者をいう。
- (4) 評議員選任・解任委員会の委員とは、定款第7条第2項において規定する監事及び外部委員をいう。
- (5) その他の者とは、定款第34条において規定する部会（専門分科会を含む。）の構成員（以下「部会員」という。）及び本会が設置する機関の構成員として会長から委嘱された者（以下「機関の構成員」という。）をいう。ただし、第1号の評議員及び第2号の理事を兼ねる者を除く。

(報酬)

第3条 前条第1号から第3号までに規定する者については、報酬を支給しない。ただし、第2号の役員のうち会長、本会を主たる勤務場所とする常務理事及び監事に対しては、報酬を支給する。

- 2 会長に対しては、別表1に定める月額の報酬を支給する。
- 3 常務理事に対しては、別表第1に定める月額の報酬及び期末手当を支給する。
- 4 監事及び評議員選任・解任委員会の委員に対する報酬は、別表第2に定める額とする。
- 5 前条第5号において規定するその他の者に対する報酬は、別表第2において定める額とする。

(費用弁償)

第4条 会長及び常務理事以外の第2条各号において規定する者に対し、別表第3で定める費用を弁償する。

- 2 費用弁償は日額とし、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、監査の執行、部会の会議及び研修会その他の事業に際し、招集に応じて職務のための出席するときに支給する。ただし、地方公共団体の職員を兼ねる者及び第2条第5号で定めるその他の者のうち費用弁償することが適当でない者に対しては、支払わないことができる。
- 3 前項の職務を行うに当たり、交通費の実費が別表第3に定める費用弁償の額を超える場合には、旅費支給規程に基づき旅行に要した費用を支払うことができる。
- 4 会長及び常務理事が職務のために旅行した場合は、旅費を支給する。

(会長等に対する報酬等の支給方法)

第5条 会長に対する報酬の支給は、在任月を基準とする。

- 2 常務理事に対する報酬等の支給は、職員給与規程において定める職員に対する給与等の支払い時期及び支給の基準を適用する。
- 3 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(常務理事の勤務条件)

第6条 常務理事の勤務条件は、職員就業規程を準用する。ただし、労働時間、休憩時間及び休日に関する規定を除く。

(公表)

第7条 この規程は、法第59条の2第1項第2号の規定に基づき公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成3年4月1日から施行する。ただし、令和3年度定時評議員会の終結の時までを任期とする顧問、評議員及び役員（常務理事及び監事を除く。）については、なお従前の例による。

2 次の規程は、廃止する。

(1) 社会福祉法人旭川市社会福祉協議会役員の報酬等に関する規程（平成28年12月22日制定）

(2) 社会福祉法人旭川市社会福祉協議会評議員及び顧問の費用弁償に関する規程（平成28年12月22日制定）

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条第2項及び第3項関係）

役職	支給区分	支 給 額	摘 要
会長	月額報酬	20,000円	
常務理事	月額報酬	266,000円	
	期末手当	6月支給分 月額報酬額×1.55 12月支給分 月額報酬額×1.55	役職段階別加算として、それぞれの支給率に1.20を乗じるものとする。在職期間による支給率は、職員と同じ基準とする。

別表第2（第3条第4項及び第5項関係）

区 分	支 給 額	摘 要
監事	日額 4,000円	監査の実施など、監事としての業務を執行した場合に支給する。理事会、評議員会等に出席した場合は、支給しない。
評議員選任・解任委員会の委員	日額 4,000円	評議員選任・解任委員会の委員が委員会に出席した場合に限り支給する。
その他の者	日額 15,000円 の範囲内	会長が無報酬から15,000円の範囲で別に定める。

別表第3（第4条第1項関係）

支給額	摘 要
日額 1,000円	評議員、理事（会長及び常務理事を除く。）、監事、顧問、評議員選任・解任委員会の委員及び部会員の構成員が会議等へ出席ときに支給する。1人一律（本会の会議等が重複しても1日として扱う。）とする。
日額 2,000円 以内	機関の構成員が会議等へ出席するときに支給する。1人一律（本会の会議等が重複しても1日として扱う。）とする。